

令和3年10月20日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	6
職員等	
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	7
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属で、職員の非違行為があったが、教育委員会は適切に対応していない。	不受理とし、教育委員会に回付した。
② 宿泊療養施設となった宿泊施設は、国が策定した新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルに拠っていない。	担当課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。担当課には、宿泊療養施設を確保する際、宿泊予約者への配慮を行うよう伝えた。
③ ある中学校の校長は、職員に対し、新型コロナウイルスのワクチン接種を強制している。	不受理とし、教育委員会に回付した。
④ 以前、ある振興局の職員が勤務時間中に寝ていることを指摘したが、改善されていない。	振興局に調査を指示したところ、事実が確認されたことから、改めて所属を通じて注意を行うとともに、再発防止策を講じるよう指導した。
⑤ 県が運営を行わせている施設において、新型コロナウイルス感染に対する不適切な対応が行われている。	担当課に調査を指示したところ、法令等の違反に該当する事実は確認できなかった。なお、担当課から、適宜、リスク対応マニュアルの作成見直しを行うとの回答を得た。
⑥ ある県立学校で、当時の担任が、退学届を受理してくれなかった。	不受理とし、教育委員会に回付した。
⑦ ある小学校の保護者会は、自分たちの勝手なルールで学校行事を運営している。	不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2 ②④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	5 ①③⑤⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 ②⑤
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	④
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	4	①③⑥⑦

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	3
職員等	1
計	5

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属で、職員の非違行為があったが、教育委員会は適切に対応していない。	調査の結果、不正な対処や対応を行っていないことを確認した。
② ある中学校の校長は、職員に対し、新型コロナウイルスのワクチン接種を強制している。	法令違反と言えないため不受理としたが、各所属に対し注意喚起した。
③ ある県立学校で、当時の担任が、退学届を受理してくれなかった。	これまでも同様の通報があり、処理した内容であるため、不受理とした。
④ ある小学校で、管理職及び同僚からハラスメント行為を受けた。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回送し、調査対応させた。
⑤ ある小学校の保護者は、自分たちの勝手なルールで学校行事を運営している。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回送し、調査対応させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	①②③④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1	⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1	①
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	④⑤
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	2	②③

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。